

岡山大学工学部電気通信系同窓会会則

(名称)

第1条 本会は岡山大学工学部同窓会の下部組織であり、岡山大学工学部電気通信系同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の相互の親睦をはかり、岡山大学工学部電気通信系学科の教育研究活動等の支援、ならびに、発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員で組織する。

正会員

- 岡山大学工学部電気工学科, 電子工学科, 電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科および電気通信系学科卒業生および在学生
- 岡山大学工学専攻科電気工学専攻修了生並びに大学院工学研究科電気工学専攻, 電子工学専攻, 電気電子工学専攻修士課程修了生
- 岡山大学工学部電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科および電気通信系学科に関連する教育研究分野の大学院博士前期課程修了生および在学生
- 岡山大学工学部電気工学科, 電子工学科, 電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科および電気通信系学科に関連する教育研究分野の大学院博士(後期)課程修了生および在学生
- 岡山大学工学部電気工学科, 電子工学科, 電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科旧教員(教官)
- 岡山大学工学部電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科および電気通信系学科に関連する教育研究分野の大学院教員および旧教員
- 幹事の協議により承認された者

准会員

- 岡山大学工学部電気通信系学科職員
- 岡山大学工学部電気工学科, 電子工学科, 電気電子工学科, 通信ネットワーク工学科および電気通信系学科旧職員

(役員)

第4条 本会に幹事若干名, 連絡委員若干名を置く。

第5条 幹事および連絡員のそれぞれについて1名以上は岡山大学工学部電気通信系学科教員より選出する。

第6条 幹事および連絡委員は岡山大学工学部同窓会の幹事および学科連絡委員を兼ねる。

(役員の責務)

第7条 幹事は本会を代表し、本会の運営に関する企画、立案および執行を行う。

第8条 連絡委員は会員からの要望や事務局または幹事からの連絡の仲介をするとともに、幹事の業務を補佐する。

(経理)

第9条 本会は岡山大学工学部同窓会からの学科配分金および寄付金をもって経理する。事業の実施において必要とあらば、別途費用を徴収する。

(支部)

第10条 本会は地域別に支部を設けることができる。各支部の会則は本会則に準じて各支部において作成する。

(事務局)

第11条 本会の事務局は岡山大学内におく。

(規程類)

第12条 本会の順調な運営を図るため、同窓会等開催補助規程を定める。

第13条 規程の改廃は幹事の協議により決定し、総会で報告する。

(会則の改訂)

第14条 本会則の改正は総会の決議を経てこれを行う。

付則

本会則は平成30年4月1日より実施する。